

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 19 号  
2 0 1 3 年 1 0 月 3 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「旅客からの暴力行為」に関する申し入れ

去る10月10日、477Aに於いて14号車の団体旅客とJRCPとの間で車内トラブルが発生し、新大阪駅到着後ホームにて当該列車担当の車掌やJRCP社員、駅助役等が対応に当たった。

その中で、車掌に対し団体旅客の一部旅客から胸ぐらを掴まれたり、制帽を奪われホーム下に投げ捨てる等の暴力行為を受ける事態が発生した。

また団体旅客の一部旅客は、当該列車の発車を遅らせる列車妨害や、車内で消化器をまき散らかす迷惑行為をも行った。

当該の車掌が暴力行為を行った旅客を特定するために、駅に数多く設置されている「防犯カメラ」の映像で確認したい旨を申し出たにも関わらず会社は当初拒否・保留し、後に映像から切り取ったと思われる写真のみの提供を行い、その後再三の要請により映像を見ることが出来たが、消極的な対応に終始した。この程度の対応では被疑者の特定には至らず、まったく不誠実な対応である。

普段、会社は「社員に対する暴力の撲滅のために全面的な協力をする」との方針を打ち出しているが、このような会社対応では到底、会社を信用し安心して業務に邁進することは不可能である。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 477Aにて14号車の団体旅客とJRCPとの車内トラブルに対する事実経過を明らかにすること。
2. 新大阪駅到着後ホームにて、当該旅客との対応した車掌が胸ぐらを掴まれたり、制帽を奪われホーム下に投げ捨てる暴力行為が発生した。会社は今回の事象を業務中に発生した暴力行為であると認識しているのか明らかにすること。
3. 新大阪駅涉外室にて当該旅客と会社との間でどのような対応があったのか明らかにすること。

4. 暴力行為が発生した当日に、新大阪駅ホームで加害者に対応した管理者は加害者の行った暴力行為等を見ていたにも関わらず、すぐに警察等への出動要請を行わなかったばかりか、駅事務所でも警察等への出動要請を行わなかった。このことが原因で加害者の特定に到らないなど状況把握に問題が発生したと認識している。この様な管理者の対応は全く問題である。このことに対する会社の評価を明らかにすること。
5. 新大阪駅涉外室にて当該旅客とJRCPとが和解に至った経過を明らかにすること。
6. 会社は旅客等から暴力を受けた社員に全面的な協力をしなければならないと考えるが、会社として今回の暴力行為等を受けた社員に対して全面的な協力を行ったとの認識があるのか明らかにすること。
7. 業務中に発生した暴力行為等に対する警察等の対応及び被害届は会社が責任を持って行うこと。
8. 業務中に発生した暴力行為等に起因する事柄で社員が費やした時間は勤務扱いとすること。
9. 駅等に数多く設置している「防犯カメラ」の映像による、暴力行為等を行った加害者等を特定出来る物的証拠を会社が有しているときは、会社側も積極的に開示する必要があると考えるが、会社としての認識を明らかにすること。
10. 会社として運輸関係社員等に対する「第三者加害」、旅客からの暴力行為等に対する対応マニュアル等を作成しているのか、または存在するのか明らかにすること。
11. 旅客等からの暴力行為等に対する対応マニュアルを、被害を受ける可能性のある全ての社員に対して配布すること。
12. 会社として、今回の暴力行為並びに列車妨害等を行った旅客に対して損害賠償を請求するのか明らかにすること。

以上